

前回委員より求めのあった資料

— 目 次 —

	頁
I 年齢階級別の被保護世帯人員変化率の寄与度中、「その他の要因」の分析.....	1
II 傷病者、障害者世帯の保護の状況	5
III 標準世帯の考え方について	6
IV 第1類費と第2類費の区分の考え方	7
V 生活保護受給者に対する自立支援の推進	8

I 年齢階級別の被保護世帯人員変化率の寄与度中、「その他の要因」の分析

○年齢階級別保護率の変化率の要因分析

年齢階級別保護率の変化率は男女別に世帯類型別世帯員保護率の変化率に分解することができる。

- ・ 0～19歳：男女とも母子世帯世帯員の保護率の増加率が大きい。
- ・ 20～49歳：男は傷病・障害者世帯世帯員とその他世帯世帯員、女は母子世帯世帯員の保護率の増加率が大きい。
- ・ 50～59歳：男は傷病・障害者世帯世帯員とその他世帯世帯員、女はその他世帯世帯員の保護率の増加率が大きい。
- ・ 60～69歳：男は高齢者世帯世帯員、女は傷病・障害者世帯世帯員の保護率の増加率が大きい（女の高齢者世帯世帯員の保護率の変化率が-13.2%になっているのは高齢者世帯の定義変更による）。
- ・ 70歳～：男女とも高齢者世帯世帯員の保護率の増加率が大きい。

(分析の方法)

年齢階級別被保護人員 = 年齢階級別人口 × 年齢階級別保護率

ここで、年齢階級別人口の変化率（人口増要因）を α 、年齢階級別保護率の変化率を β と表すと、年齢階級別被保護人員の変化率は、 $\alpha + \beta + \alpha\beta$ と表される。

したがって、年齢階級別被保護人員の変化率のうち、人口増要因以外のその他要因は、 $\beta + \alpha\beta = (1 + \alpha)\beta$ と表される。すなわち、年齢階級別保護率の変化率を年齢階級別人口の変化率で補正したものになる。

男

(%)

変化率	0～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳～	総数
被保護人員	57.1	49.9	103.6	9.4	73.6	113.9	165.9	86.5
総人口	-16.5	-17.7	18.5	-20.2	14.6	14.9	70.0	1.2
保護率	88.3	82.2	71.8	37.1	51.5	86.2	56.4	84.3

保護率の変化率の世帯 類型別内訳	0～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳～	総数
高齢者世帯	-0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	46.8	54.4	37.4
母子世帯	67.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.5
傷病・障害者世帯	7.4	41.3	38.5	19.7	28.3	29.2	2.2	22.8
その他世帯	16.0	42.4	25.9	22.4	24.7	18.5	2.6	18.2
計	88.3	82.2	71.8	37.1	51.5	86.2	56.4	84.3

完全失業率の動向

男

(%)

	15～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳～	総数
平成7年	8.9	4.6	2.0	1.9	2.3	5.8	0.9	3.1
平成18年	9.3	7.3	3.9	2.9	3.7	4.9	1.3	4.3
増加ポイント(18年-7年)	0.4	2.7	1.9	1.0	1.4	-0.9	0.4	1.2

注：完全失業率＝完全失業者数／労働力人口。労働力人口：15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたもの。

資料：被保護者全国一斉調査、人口推計（総務省）、労働力調査（総務省）

女

(%)

変化率	0～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳～	総数
被保護人員	51.9	62.7	130.4	16.9	39.9	58.4	83.4	61.5
総人口	-16.6	-18.4	18.4	-20.2	13.2	12.3	53.7	2.3
保護率	82.2	99.4	94.5	46.6	23.6	41.1	19.4	57.9

保護率の変化率の世帯 類型別内訳	0～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳～	総数
高齢者世帯	-0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	-13.2	18.1	19.0
母子世帯	61.0	43.5	59.0	21.6	1.7	0.2	0.0	13.3
傷病・障害者世帯	5.1	30.3	20.8	9.1	5.2	38.9	-0.3	13.6
その他世帯	13.6	27.1	13.3	13.6	17.0	15.4	1.9	11.5
計	82.2	99.4	94.5	46.6	23.6	41.1	19.4	57.9

完全失業率の動向

女

(%)

	15～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳～	総数
平成7年	7.5	5.6	3.8	2.2	1.9	2.0	-	3.2
平成18年	9.6	5.9	4.6	3.0	2.7	2.2	1.0	3.9
増加ポイント(18年-7年)	2.1	0.3	0.8	0.8	0.8	0.2	-	0.7

男女計

(%)

変化率	0～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳～	総数
被保護人員	54.5	58.4	121.9	13.6	57.7	84.2	107.7	72.2
総人口	-16.5	-18.0	18.6	-20.1	14.0	13.7	59.9	1.9
保護率	85.0	93.0	87.1	42.3	38.3	62.0	29.8	69.1

保護率の変化率の世帯 類型別内訳	0～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳～	総数
高齢者世帯	-0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	14.1	28.5	26.8
母子世帯	63.9	28.1	39.5	12.4	0.8	0.1	0.0	11.7
傷病・障害者世帯	6.2	34.0	26.5	13.5	17.4	34.6	0.3	17.4
その他世帯	14.8	32.3	17.4	17.3	21.0	16.8	2.0	14.4
計	85.0	93.0	87.1	42.3	38.3	62.0	29.8	69.1

完全失業率の動向

男女計

(%)

	15～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳～	総数
平成7年	8.2	5.0	2.7	2.1	2.1	4.3	0.5	3.2
平成18年	9.4	6.7	4.2	3.0	3.4	3.9	1.2	4.1
増加率(18年-7年)	1.2	1.7	1.5	0.9	1.2	-0.4	0.7	0.9

Ⅱ 傷病者、障害者世帯の保護の状況

	昭和59年度	平成7年度	平成16年度
高齢者世帯	250,260 (98.8)	253,250 (100.0)	465,160 (183.7)
母子世帯	107,030 (214.2)	49,960 (100.0)	81,180 (162.5)
障害者世帯	149,920 (290.0)	51,690 (100.0)	108,710 (210.3)
傷病者世帯	190,340 (98.4)	193,420 (100.0)	234,260 (121.1)
その他世帯	67,580 (213.3)	31,680 (100.0)	81,330 (256.7)

注) 単位は世帯、指数は平成7年度を100としたもの

資料：被保護者全国一斉調査（個別調査）

Ⅲ 標準世帯の考え方について

1 基準額の説明に用いる世帯

生活扶助を受給した場合の具体的金額をモデルとして示すために用いる世帯。

2 基準改定の際に用いる世帯

基準の改定に際しては、「標準世帯の基準額」に改定率を乗ずることにより、基軸となる新基準額を設定し、これを各世帯類型別に展開。

※「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」(平成15～16年)においては、夫婦子1人の3人世帯について、水準の評価・検証が行われた。

IV 第1類費(個人単位)と第2類費(世帯単位)の区分の考え方

1 設定理由

生活扶助基準における第1類費と第2類費の区分は、標準とする複数人員世帯についてマーケットバスケット方式により算定された最低生活費から、すべての世帯構成に対応した基準額を設定するために設けられた技術的なもの。

2 生活保護法第8条第2項との関係

生活保護法第8条第2項は、同条第1項の基準を定める際に考慮すべき事項を規定しているが、その考慮事項のひとつとして「世帯構成別」を掲げている。
この「世帯構成別」には、世帯として配慮を必要とする事項を広範に含んでいるが、必ずしも、現行の生活扶助基準の第1類費と第2類費の区分を想定した規定ではない。
したがって、仮に、第1類費と第2類費の区分をなくしたとしても、法律の規定に反するものではない。

生活保護法(抜粋)

(基準及び程度の原則)

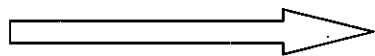
第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない。

V 生活保護受給者に対する自立支援の推進

○ 生活保護の目的

- ・ 最低生活費の支給
- ・ 自立の助長



○ 自立の助長の内容

- ・ 経済的自立 → 就労 等
- ・ 日常生活自立 → 入院から在宅復帰 等
- ・ 社会生活自立 → ひきこもり防止、社会参加 等

○ 自立支援プログラム導入の背景

- ・ 被保護者の抱える問題の多様化、被保護世帯数の増加
- ・ 生活保護担当職員の不足と経験不足

自立支援プログラムの導入(平成17年度～)

- 被保護者の状況や自立阻害要因を類型化し、自立支援の具体的内容と手順を定めた個別プログラムを自治体が策定
- 個々の被保護者に必要なプログラムを選定し、関係部署、保健所、医療機関、福祉施設、NPO等と連携し自立支援を組織的に実施

※ 自立支援プログラムの例

- ・ 稼働能力を有する者（経済的自立の支援）
→ 就労支援員(職安OB等)を福祉事務所に配置し、就労支援を行う。
- ・ 長期入院中の者（日常生活自立の支援）
→ 嘱託医等、医療機関等と連携し、退院を促進する。
- ・ 高齢者等（社会生活自立の支援）
→ 社会福祉協議会、保健師、NPO法人等と連携し、傷病や閉じこもりを防止し、健康的な自立生活を維持する。

1 自治体による自立支援プログラムに基づく自立支援の状況

策定状況

- 自立支援プログラム策定自治体数824(保護の実施自治体の96%)
※ 未策定自治体については、平成19年度中に策定予定。
- 自立支援プログラム策定自治体のうち、就労支援に関するプログラム策定自治体数636(保護の実施自治体の73%)
※ 未策定自治体については、平成19年度中に策定予定。
- 策定されている自立支援プログラム数

経済的自立に関するプログラム	1036※1
うち就労支援に関するプログラム	934※1
日常生活自立支援に関するプログラム	1047※2
社会生活自立支援に関するプログラム	212※2

※1 平成19年9月末現在
※2 平成19年3月末現在

自治体に対する財政的支援とこれまでの取組等

- セーフティネット支援対策等事業費補助金(平成19年度予算180億円)により自治体の取組(支援専門員等の配置、協力事業者への委託等)を支援。
- これまでの取組
平成18年度：全自治体で自立支援プログラムを少なくとも1つ策定
平成19年度：全自治体で就労支援に関するプログラムを策定